

改定理由	頁	現 行	改 定 案
<p>台風第21号を踏まえた修正（関西電力㈱）</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(7) 停電対策】</p>	<p>196</p> <p>196</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第18章 電気・ガス施設防災計画</b></p> <p>第1節 電気施設防災計画</p> <p>第2 計画の方針</p> <p>設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第18章 電気・ガス施設防災計画</b></p> <p>第1節 電気施設防災計画</p> <p>第2 計画の方針</p> <p>設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、<u>「台風21号検証委員会最終報告（2018年12月13日）」も踏まえて</u>、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。</p> <p><b>第4 府の対策内容</b></p> <p><u>府は、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等）が電力を確保できるよう平常時から体制を整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関係機関と共有する。</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(3) 防災体制強化】</p>	<p>216</p>	<p><b>第23章 企業等防災対策促進計画</b></p> <p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。</p>	<p><b>第23章 企業等防災対策促進計画</b></p> <p>4 災害時の企業等の事業継続</p> <p>(2) 事業継続計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害時における事業継続のための従業員の参集については、<u>交通遮断が予見される際に早めに参集を指示するなどの従業員の動員体制を確保する一方で</u>、従業員の家庭環境等を考慮することとし、それに応じた「事業継続計画」の策定に努めるものとする。</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(3) 防災体制強化】</p>	<p>228</p>	<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第26章 医療助産計画</b></p> <p><b>第9 関係機関の災害時初期体制の確保</b></p> <p><u>災害拠点病院等の関係機関は、豪雨等により通行規制、交通遮断が予見される場合、早めの参集を指示するなど、医師等職員の動員体制を確保する。</u></p>
<p>「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け厚生労働省通知）等に伴う改定及び京都府保健医療計画の策定（健康福祉部）</p>	<p>228</p>	<p><b>第9 地域レベルでの災害対策の強化</b></p> <p>関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>1</b> 病院の耐震機能の強化</p> <p><b>2</b> 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成</p>	<p><b>第10 地域レベルでの災害対策の強化</b></p> <p>関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。</p> <p><b>1</b> <u>保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）の設置</u></p> <p><b>2</b> <u>病院の業務継続計画（BCP）の策定</u></p> <p><b>3</b> 病院の耐震機能の強化</p> <p><b>4</b> 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(3) 防災体制強化】</p>	<p>232</p>	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</p>	<p><b>第29章 行政機能維持対策計画</b></p> <p>第1節 業務継続性の確保</p> <p>(略)</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、<u>職員の動員確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示</u>、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>特に府及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うため、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定等、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保についても計画で定めておくものとする。</p>
<p>女性等多様な視点での防災対策意見交換会（危機管理部）</p>	<p>250</p>	<p><b>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b></p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p><b>2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。</b></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</b></p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p><b>2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</b></p> <p><b>(1) 就業時間帯に発災</b></p> <p><u>従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示</u></p> <p><b>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災</b></p> <p><u>自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向かうよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</u></p>

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

270～275

〈表〉災害対策本部の事務分掌

部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
調整部	部長 (事務局長) 危機管理監  副部長 (事務局次長) 防災監  (追加)	調整班	災害対策課長 (副班長： 防災消防企画課長 原子力防災課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関する こと。 2～3 (略) 4 命令及び決定事項の伝達に関する こと 5 各部及び各対策支部との調整に 関すること。 8 防災会議に関すること。 6 被害状況の総括及び情報、資料 等の収集整理に関すること。 7 気象情報の受信及び伝達に関する こと。 9 自衛隊その他政府関係機関等に 対する連絡及び要請に関すること。 10 災害応急対策に係る資機材の調 整に関すること。 11 災害時応援協定団体等に対する 連絡及び要請の総括に関すること。 12 ライフライン事業者等との連絡 及び調整の統括に関すること。 13 消防機関の活動の把握及び指示 に関すること。 (追加)  14 危険物の防災対策に関すること。 (追加)

第8章 避難に関する計画

320

第6節 避難所の開設等  
第2 避難所の運営管理等  
3 (略)

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。  
さらに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

〈表〉災害対策本部の事務分掌

部 名	部長及び副部長担当職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
調整部	部長 (事務局長) 危機管理監 <b>(危機管理部長)</b>  副部長 (事務局次長) 防災監  <b>副部長 危機管理部副部 長</b>	調整班	災害対策課長 (副班長： 防災消防企画課長 原子力防災課長)	1 <b>災害</b> 対策本部の設置及び閉鎖に 関すること。 2～3 (略) <b>(削除)</b> 4 各部及び各対策支部との調整に 関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況 <b>及び災害応急対策状況</b> <b>等</b> の総括及び情報、資料等の収集 整理、 <b>伝達、記録</b> に関すること。 <b>(削除)</b> 7 自衛隊その他政府関係機関等に 対する連絡及び要請に関すること。 <b>(削除)</b> 8 災害時応援協定団体等に対する 連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡 及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示 に関すること。 11 <b>市町村災害対策本部に対する応</b> <b>援の総括に関すること。</b> 12 <b>災害救助法の運用に関すること。</b> 13 <b>備蓄物資の供給及び救援物資の</b> <b>調達並びに供給に関すること。</b> 14 <b>緊急輸送体制の整備に関するこ</b> <b>と。</b> 15 <b>帰宅困難者等対策に関すること。</b> 16 <b>京都BCPの実施に関すること。</b> 17 <b>危険物の防災対策に関すること。</b> 18 <b>被災者の生活再建支援に関する</b> <b>こと。</b> 19 <b>災害復旧・復興の調整に関する</b> <b>こと。</b>

第8章 避難に関する計画

第6節 避難所の開設等  
第2 避難所の運営管理等  
3 (略)

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。  
**さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。**  
**併せて、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。**

府の災害時応急対応業務の整理及び組織改正等に伴う改定(危機管理部)

災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定(危機管理部)  
【(10)被災者支援】

<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(10) 避難者支援】</p>	<p>323</p>	<p>第9節 被災者への情報伝達活動 (略)</p> <p>特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	<p>第9節 被災者への情報伝達活動 (略)</p> <p>特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p><u>また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(7) 停電対策】</p>	<p>333</p> <p>333</p>	<p><b>第11章 生活必需品等供給計画</b></p> <p>第8節 燃料の確保 (追加)</p> <p><b>第1</b> 府は、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第11章 生活必需品等供給計画</b></p> <p>第8節 燃料の確保</p> <p><b>第1</b> <u>重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。</u></p> <p><b>第2</b> 府は、<u>前号の要請を受けて、</u>京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。</p> <p><b>第9節 電源の確保</b></p> <p><b>第1</b> <u>重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。</u></p> <p><b>第2</b> 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>1</b> <u>重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力(株)へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。</u></p> <p><b>2</b> <u>前号の優先復旧又は臨時供給ができない場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを(一社)日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業(株)等との協定による電気自動車等の貸与を三菱自動車工業(株)へ要請する。</u></p> <p><b>3</b> <u>前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。</u></p> <p><b>第3</b> <u>府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。</u></p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改定（危機管理部）</p> <p>【(7) 停電対策】</p>	<p>416</p>	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。</p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(3) 府災害対策本部との連携</p> <p>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合<u>又は</u>府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点から考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する<u>ことがある</u>。</p>	<p><b>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</b></p> <p>第2節 電気施設応急対策計画</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 電力については、災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、事故発生状況等の把握に努めるとともに、供給の確保及び復旧支援に努める。</p> <p><u>また、災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p> <p>2 非常災害発生時の対策</p> <p>(3) 府災害対策本部との連携</p> <p>非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、<u>府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合</u>等必要があるときは、被害状況の<u>ほか停電状況や復旧見通し</u>を府災害対策本部に報告する。</p> <p><b>(4) 関係防災機関との連携</b></p> <p><u>関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。</u></p> <p><b>(5) 被害の復旧</b></p> <p>各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ<u>道路管理者とも調整しながら、</u>供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点から考慮することがある。</p> <p>ただし、必要に応じて、<u>府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、</u>各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。</p>